

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 106 号)

令和8年3月3日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

天津市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、請求のあった保有個人情報の存否を明らかにしないで保有個人情報開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和7年6月25日、審査請求人は児童本人（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「天津市〇〇小学校在席中の成績表、出欠席表（実子：〇〇（〇〇）（令和5年6月1日から令和7年6月25日までの期間のもの）」

2 実施機関の決定

令和7年7月14日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するか否かを答えること自体が、法第78条第1項第1号により不開示とすべき情報を開示することとなることを理由に、法第81条の規定に基づき、その存否を明らかにせず保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和7年7月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件保有個人情報の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書の内容

- (1) 本件開示請求の趣旨は、刑事告訴が受理された重大な案件についての資料請求である。
- (2) 請求者は親権をもっており、本件児童の安否確認及び共同養育の観点からも重要かつ正当な請求である。
- (3) 請求した文書には、不開示情報を除いて条例(旧条例)第11条第1号に抵触せずに開示が可能であるにもかかわらず、全部不開示とされたことは、公開の原則に反する。
- (4) 証拠資料として別添した書類から、〇〇の宣誓からなる裁判において、本人尋問の内容からして虚偽のドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）であることは明白であって、他の尋問においても虚偽を行っており偽証罪に該当しかねない回答を行っているのは

間違いない。よって、開示しない理由の「情報開示について」の③は開示できない理由に該当しない。

2 意見書の内容

- (1) 離婚手続中ではあるが、親権は現在も自分にあり、本件児童の教育状況を確認することは当然の権利である。本件児童の成績表は、本件児童の学業進捗を把握し適切な養育を行うために不可欠な情報であり法第77条の開示請求権を有する。
- (2) 審査請求人の本人調書にあるが、当時本件児童との関係性は良好で、〇〇が連れ去った後も自宅へ何の問題もなく帰宅している。
- (3) 本件処分の不開示理由の中で「不安を生じる」根拠が不明確である。実施機関は、開示により子が「不安」を感じる具体的事実を一切示していない。
- (4) 私に対するDVの事実確認が不十分である。これを理由に本件児童の情報を不開示とするのは、親権者の権利を不当に侵害するものであり、法の趣旨に反する。
- (5) 〇〇側の「DV主張」の信頼性が欠如している。〇〇はDV被害を理由に支援措置を受けているが、本人尋問における本人調書のとおり主張は曖昧且つ矛盾している。
- (6) 本件児童は、現在〇〇の監護下にあるにもかかわらず、私が成績を確認すること自体が本件児童の不安を招くという主張には、客観的根拠が欠如している。
- (7) 法施行令第22条第2項では、法定代理人による開示請求は、本人の同意がなくても可能とされている。
- (8) 本件児童の健全な成長のため、成績表の開示は急務である。不開示により審査請求人の養育権が実質的に制限され、本件児童の利益に反する。成績表は本件児童の進路指導及び学習支援に不可欠である。不開示により審査請求人が本件児童の教育状況を把握できない状態が続き、本件児童の利益を害している。
- (9) 実施機関は、「本件児童の不安」を主張するなら、本件児童本人の意見聴取や専門家(児童心理士等)の意見書を提出すべきである。
- (10) 総じて、原処分を取り消し、成績表の開示を命じる裁決を求める。

3 審査請求人の意見陳述の内容

- (1) 支援措置については、警察署からの書類で採られてしまっており、それ自体が民間のサービスのよう形で採られてしまうことがある。虚偽のDVという形で支援措置が採られて現在の状況に至っている。
- (2) 逆れば〇〇の虚偽のDVから支援措置が採られ、そのことが発端となっているので、その部分を非常に強く主張したい。
- (3) 審査請求人は、本当に本件児童の安全を望んでいるため開示を望む。このような支援措置のような虚偽がまかり通るようであれば子ども一人の命は救えないと声を大にして主張したい。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 本件開示請求は、本件保有個人情報を開示請求者が開示請求者の子の法定代理人として請求

しているものであるところ、令和7年6月25日付けの開示請求書に添付されている書面「「情報開示請求について」の③」に記載された内容を考慮すると、行政による一定の措置がなされている場合には、本件保有個人情報が存在しているか否かを応答するだけで、開示請求者の子の生命、健康又は生活を害する情報（法第78条第1項第1号に規定された不開示情報に該当する。）を開示することとなり、開示請求者の子が生命及び健康に不安を感じることなく安心した生活を送ることが実質的に困難となるおそれが生じることとなるため、法第81条の規定により、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とするもの（以上、本件処分の不開示理由及び弁明書より。）。

- 2 審査請求人が提出した裁判記録の中でも、〇〇である〇〇の主張が虚偽であるといった主張があるが、実施機関としては、児童虐待やDV（以下「DV等」という。）の認定をする機関ではないので、当該DV等が虚偽であるから本件保有個人情報を開示してよいといった判断はできないのである（実施機関の事情聴取の記録）。

第6 当審査会の判断理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人が本件児童の法定代理人として本件保有個人情報の開示を求めらるものである。

2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報の存否を答えることにより、法第78条第1項第1号に掲げる不開示情報を開示することになるとして、法第81条の規定に基づきその存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件保有個人情報の開示を求めている。

したがって、実施機関が行った本件処分について、法第81条を適用し、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

3 法第81条該当性について

(1) 法第81条の規定と解釈について

法第81条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。通常、開示請求が行われた場合には、請求対象情報が存すれば不開示情報に該当しない部分は開示決定をし、該当する部分は不開示決定をし、請求対象情報が存在しない場合には不存在の理由を示して拒否処分をするのが原則であるところ、例外的に、開示請求に係る保有個人情報の存否自体を明らかにしないで拒否処分をするのを認めたものと解される。これは、保有個人情報の存否自体を明らかにすることにより不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることがあるからである。そして、保有個人情報が存在しない場合には不存在と答え、存在する場合にのみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は保有個人情報が存在することを開示請求者に推測されてしまうことから、存否応答拒否が必要な類型の保有個人情報については、実際に保有個人情報が存すると否とを問わず常に存

否応答拒否をすべきことになる。

(2) 住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「支援措置」という。）について

審査請求人が開示請求書の添付書類として提出した書類にはDVを理由とした支援措置が採られている可能性があること、また、審査請求人の意見陳述の中でも支援措置について言及があったことから、支援措置について触れておく。

支援措置は、配偶者からのDV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者については、市区町村に対して住民基本台帳事務における支援措置を申し出て、支援の必要性が確認された場合には、申出の相手となる者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられるものである。この制度の申し出については、支援の必要性を確認することとされており、原則として、はじめに警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関に対し、DV等の被害の相談を行うこととされている（以上、総務省公式ホームページより抜粋）。

(3) 本件審査請求の検討について

まず、本件審査請求に係る事情として、本件開示請求書において開示請求書と併せて審査請求人が提出した文書として「令和7年6月25日」と題した文書があり、その中には「DVとしての支援措置が採られている可能性があり」といった記述がある（なお、令和7年12月23日に実施した当審査会での審査請求人の意見陳述の中でも「支援措置については、警察署からの書類で採られてしまっており」との発言があった。）。

この事情を考慮すると、支援措置がなされている場合（当該措置が採られている可能性がある場合を含む。）には、本件保有個人情報が存在しているか否かを応答するだけで、DV等の被害を受けているおそれがある中で当該市町村に居住しているかどうかを判明するので、本件児童の生命、健康又は生活を害する情報（法第78条第1項第1号に規定された不開示情報に該当する。）を開示することとなり、開示請求者が子が生命及び健康に不安を感じることなく安心した生活を送ることが実質的に困難となるおそれが生じることとなるため、法第81条の規定により、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とするとした実施機関の判断に不合理な点はない。

また、審査請求人は、虚偽のDVという形で支援措置が採られて現在の状況に至っていると申述するところ、実施機関はDV等の認定を行う機関ではないし、また、当該DV等が虚偽であるから本件保有個人情報を開示して良いとの判断をすることもできない。本件処分については、その理由として、あくまで支援措置の可能性が認められることで十分である。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------|---------|
|-------|---------|

| | |
|------------|-------------------------------|
| 令和7年 8月26日 | 諮問書の受理 |
| 令和7年11月25日 | 審議 |
| 令和7年12月23日 | 審査請求人の意見陳述 実施機関の事情聴取 審議 |
| 令和8年 1月19日 | 審議 |
| 令和8年 2月26日 | 審議 |
| 令和8年 3月 3日 | 答申 |